

平成二十七年七月八日提出
質問第三一四号

政治家の寄附禁止の徹底に関する質問主意書

提出者
初鹿明博

政治家の寄附禁止の徹底に関する質問主意書

盆踊りや夏祭りが多く開催される季節が近づいて参りました。

政治家や公職の候補者になろうとする者は公職選挙法第九十九条の二の規定により、祭り等への寄附が禁止されています。

しかしながら、来賓席等で飲食がふるまわれることに対して会費という名目で事実上の寄附をする各級議員が後を絶ちません。

これは、会費が設定されておらず、主催者側から実費分の請求も無い場合に、会費との名目で現金等を支払うことが、実際に飲食をしていたとしても、寄附に当たるといふ認識が無く、法に抵触していないと勘違いしている人が多いことに原因があると考えます。

また、有権者の側も政治家が寄附することが違法だといふ認識が無く、執拗に寄附を求めてきたり、違法だと知りながらも名前を表に出さなければ分からないなどと言いつつ寄附を強要してくることがあります。これは、寄附を求めた側も違法だといふ認識が無いからだと考えます。

今後夏祭りや盆踊りが多く開催されることを考えると、その前に、祭り等への寄附の禁止を徹底する必要

があると考えます。

とりわけ、会費を徴しない会に、たとえ会費という名目でも現金等を支払うことは公職選挙法で禁止されている寄附に当たるということを、払う側の政治家、受け取る側の有権者それぞれに徹底する必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。